

製品安全協会創立 50 周年記念式典での代表理事挨拶

皆様には、ご多用のところ、弊協会の創立 50 周年記念式典にご参加くださりありがとうございます。創立 50 周年記念事業は、経済産業省、消費者庁、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）、主婦連合会、全国女性団体連絡協議会、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、一般財団法人日本規格協会からご後援をいただき、また、多くの団体、事業者、検査機関にご協賛をいただきました。ありがとうございます。また、主婦連合会には、一階フロアを展示に使わせていただくこと他いろいろと便宜を図っていただいております。大変、感謝しております。皆様のご支援とご期待にしっかり応えていけるように、しっかりと SG マーク制度を運営して参る所存でございます。

それでは、50 周年記念式典という機会でございますので、製品安全協会の歴史を振り返りながら、SG マーク制度についてあらためてご紹介させていただきます。

製品安全協会は、1973 年に、新たに制定されました消費者生活用製品安全法（消安法）により設立されました。当時、清涼飲料瓶の破裂や圧力鍋の破裂の事故、登山用ロープの切断による転落死亡事故、幼児用すべり台、ブランコ等の欠陥による事故、ハンドルが取れた自転車など製品の欠陥による事故が多発し、製品の安全が大きな社会問題となっております。

消安法は、様々な製品の安全性を対象とした初めての一般法として制定されたものです。国による安全基準（強制規格）と民間の自主的努力を組み合わせ、幅広い製品の安全を確保しようとしたものです。製品安全協会に当初求められた役割は、

- ① 特定製品の検定、製造事業者の登録、型式承認等の事務、民間の検査機関の活用
- ② 安全な商品の認定と証票を貼付
- ③ 製品の欠陥による事故の際の被害者救済

でした。協会の事業の主要な柱は、

- ① 自主基準（SG 基準）の作成
- ② 安全マーク（SG マーク）制度の運用
- ③ 補償（SG 賠償）

であり、これらが、SG マーク制度の骨格として現在に続く協会の主たる事業内容でもあります。

SG 基準の特徴は、製品や部品の強度、耐久性、誤操作を防ぐメカニズムなど、製品の設計・仕様に関する要求に加えて、使いやすさを考慮していることです。いくら頑強に、或いは、安全装置をいろいろと入れて設計しても、重すぎたり使い勝手が悪ければ使いやすい他の製品が選ばれます。また、使いにくさは、無理な使い方、不適切な使い方を誘発してかえって安全上のリスクとなりかねません。さらに、製品本体や包装への表示や取扱説明書に記載すべき事項と記載の仕方も SG 基準の中で定められています。なぜなら、表示や取扱説明書の不備は、製品の欠陥と見做されるからです。このような SG 基準は、製造事業者、販売事業者、学識経験者、消費者、検査機関、行政機関などが集まって検討をし、どこまで何をすることが求められるかについての合意を作って制定・改正されます。それにより、個々の製品ごとに、社会的に受け入れ可能なリスクについてコンセンサスを作る重要な役割も果たしています。

SG 基準の第一号はベビーカー（乳母車）で、1974 年に運用が開始されました。SG 基準は、現在、運用されているものが 110 品目に及び、乳幼児用品、福祉用具、家具・家庭用品、スポーツ・レジャー用品他の幅広い製品をカバーしています。製品動向にも注意を払い、SG 基準の制定・改正をタイムリーに行っています。近年は、野球用ヘルメットで顎ガード付きのものを対象範囲に加えましたが、メーカーの製品開発と並行して基準作りを進めました。また、事故防止で重要な役割を果たせることにまだ社会全体が十分な意識をもっていなかった衝撃緩和帽を対象とする SG 基準を制定したところ、新たな製品開発が進み、子供用だけでなく高齢者用の製品も模索されています。

次に、SG マークの認証事業についてお話しします。認証は、工場が必要な装置・機器を持ち、製造する製品の品質管理がしっかりとできることの確認（工場登録）と、製造する製品が実際に SG 基準に合致していることの確認（型式確認）を合わせて行うものと、ロットとしてまとめられた製品を、抜き取り検査により SG 基準適合性を確認する方法（ロット認証）の二通りがあります。これにより、事業者の事業計画に弾力的に対応できるようになっています。また、継続的に生産・供給される場合は、合理的な判断によって検査項目を絞るなど、いたずらに負担をかけて時間やコストを増すことが無いように運用しています。

補償措置（SG 賠償）は、事故が製品の欠陥により生じた場合に怪我等の人的損害を賠償するものですが、事故の原因究明、製品の欠陥の有無、事故との因果関係の判断は、被害者に代わり製品安全協会が行います。立証を被害者に代わって行うことで被害者の救済を行うことは、PL 法（1995 年に制定）を先取りしたものでもあります。中立性の高い製品安全協

会が、検査機関や NITE 他関係政府機関らの協力も得ながら事故原因究明を行い、製品事故と判断された場合は賠償を行います。原則、申請を受理してから 2 か月以内に判定を下していますので、PL 制度による解決よりもスピーディーな対応ができています。

さて、協会が受け付けた SG 賠償申請件数をみると、1990 年代半ばころがピークであり、その後、減少を続け、2012 年以降はほぼ横ばいとなっています。製品事故件数については、重大事故報告制度ができた 2006 年以前の公式な統計データがありませんが、2007 年以降を見ますと 2016 年までは減少傾向にあったが、それ以降、横ばいないし増加しています。これは、B to C のネット化比率が、2013 年から 2021 年までの間に 3.9% から 8.8% へと急増している中で、ネット販売を通じて入手した製品にともなう重大事故の発生件数が、同期間に 3.5% から 16.2% へと急増しているためです。ネット通販は利便性に優れるという利点がありますが、製品の信頼性や安全性を確認することが難しいという問題があります。事業者は安全な製品を提供する義務を負っていますが、扱う一つ一つの製品について社会が受け入れることのできる安全性をもっているかを確認することは容易ではありません。

そのような中で、SG マーク認証制度が果たせる役割は大きいと考えています。流通事業者が扱う製品を選ぶ際にも、消費者が買い求める製品を選ぶ際にも、SG マークがあれば安全な製品であることが確認できるからです。認証制度は他にもありますが、SG マークは日本のインフラ・文化に根ざしたものであることが特徴です。また、第三者機関の試験・検査による信頼性の高い認証を行っています。他の認証制度に比べて、より安全で信頼性が高いものと自負しております。

協会は、50 年前に設立された後、1986 年に民間法人となり、2000 年には財団法人となり、2012 年には一般財団法人となりました。国からの独立性が高まり、より機動的、弾力的に社会や技術の変化に対応できる組織となっています。タイムリーに、信頼性の高い、効率が良い、使い勝手が良い制度運用に努めています。そのために、オンライン申請システム、ペーパーレス化、クラウドサービスの活用などを積極的に進めてきていますが、今後も積極的に改善を続ける所存です。皆様には、引き続き、ご指導、ご鞭撻をいただければと思います。SG マーク制度の一層のご活用、ご支援をお願いして、50 周年記念式典でのご挨拶とさせていただきます。